

# 科学技術創造立国の実現

5

## 〈今後の方針〉

- ◇研究開発環境整備による「科学技術創造立国」の実現
- ◇産学官連携の一層の推進
- ◇競争的研究資金制度の改革、若手研究者の支援

## これまでの対応

- ・科学技術関係予算の優先順位付け(SABC)、重点4分野(ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテク・材料)への重点化
- ・競争的研究資金制度の改革
  - －資金の拡充
  - －繰越明許化の推進、科学研究費補助金について、企業等の研究者からの応募を可能に
  - －専門家(プログラムオフィサー・プログラムディレクター)による管理
- ・研究開発税制の抜本強化
  - －試験研究費総額に係る特別税額控除制度等を創設(15年度)
- ・イノベーションを通じた経済活性化
  - －経済活性化のための研究開発プロジェクトを立ち上げ(15年度)
- ・知的クラスター創成事業・産業クラスター計画の推進

## これまでの成果

- ・国際学術誌で日本の論文が多く引用され、評価されている
  - －トップ3に入るもの(材料科学、化学、物理学)(3年～13年の統計)
- ・特許出願数の増加
  - －大学の特許出願件数(11年353件→14年607件)
- ・大学と企業の共同研究の増加
  - －国立大学等と企業の共同研究:14年度6,767件(対前年比+28.6%)
- ・16年度科学研究費補助金について企業等の研究者から約200件の応募
- ・大企業(主要425社)の研究開発投資が過去最高
  - －14年度(実績)4.4兆円→15年度(計画)4.6兆円(5.5%増)

## 今後の対応

### 〈16年度〉

- ・科学技術関係予算の重点配分・優先順位付け
  - －優先順位付けを反映した科学技術予算の重点化(重点4分野の割合:13年度36.0%→16年度39.4%)
- ・競争的研究資金の拡充
  - －資金の拡充(科学技術関係費に占める競争的資金の比率)12年度2,968億円(9.0%)→16年度3,606億円(9.9%)
- ・産学官連携の更なる推進
  - －実需の高い技術分野で技術移転実績が特に優れたTLO(スーパーTLO)を重点支援等
- ・経済活性化のための研究開発プロジェクト「みらい創造プロジェクト」の強化・拡充
  - －15年度741億円(73プロジェクト)→16年度1,059億円(93プロジェクト)
- ・知的クラスター創成事業・産業クラスター計画の連携・推進

### 〈17年度以降〉

- ・第3期科学技術基本計画の策定
- ・上記各分野で所要の施策を引き続き着実に推進

# 知的財産の創造・保護・活用

6

## ＜今後の方針＞

- ◇「知的財産立国」の実現
- ◇映画・アニメ・ゲームソフトなどの著作物を活用したビジネスの振興と文化・芸術を生かした豊かな国づくり。

## これまでの対応

- ・「知的財産基本法」(15.3)、「知的財産推進計画」(15.7)に基づく施策の推進
  - －大学等における知的財産の創造・保護・活用のための整備等
  - －特許法等・民事訴訟法・不正競争防止法・関税定率法・著作権法・種苗法を改正
  - －模倣品・海賊版対策の強化
  - －コンテンツビジネスの拡大促進
  - －法科大学院をはじめとする専門職大学院制度の創設

## これまでの成果

- ・日本の特許の国際出願数がドイツを上回り、世界2位へ
- ・特許等使用料の国際収支が黒字に転換
  - －14年▲733億円 15年1,512億円
- ・大学等における知的財産の創造・活用を促進
  - －承認TLOによる特許出願件数が増加  
(11年度280件→14年度1,335件)
- ・模倣品・海賊版の輸入差止め実績が向上  
(14年6,978件 対前年比2.5倍)
- ・法科大学院の設置認可(16年度(予定)68校68専攻)

## 今後の対応

### ＜16年度＞

- ・知的財産の創造の推進
  - －大学の知的財産本部・TLOの整備、大学発ベンチャーの促進
- ・知的財産の保護の強化
  - －「特許審査迅速化法案」を今通常国会提出済
  - －知財事件における裁判所調査官の権限拡大等、営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の容易化等  
(「裁判所法一部改正法案」を今通常国会提出済)
  - －「知財高裁設置法」を今通常国会提出済
- ・模倣品・海賊版対策の強化
  - －知的財産権侵害物品の輸出入者情報の通知  
(「関税定率法等一部改正法案」を今通常国会提出済)
- ・コンテンツビジネスの拡大促進
  - －書籍・雑誌の貸与権の付与、レコードの還流防止措置の導入等  
(「著作権法一部改正法案」を今通常国会提出済)
- ・法科大学院等における知的財産教育の充実の促進

### ＜17年度以降＞

- ・引き続き「知的財産立国」に向けた取組みを推進
- ・デジタルアーカイブの高度利用のさらなる促進
  - －1,000館程度の博物館・美術館等の参加による文化遺産のインターネット上での総覧の実現(18年度)

# 対日直接投資・貿易

## 〈今後の方針〉

- ◇日本に対する直接投資を5年間で倍増
- ◇WTO交渉とFTAの推進(メキシコ、韓国、タイ、フィリピン、マレーシア:交渉中、インドネシア(予備協議継続)、ASEAN(17年初からの交渉開始に努力))

## これまでの対応

### ・「対日投資促進プログラム」(74の具体策)を策定(15.3)

- －関係府省及びJETROに「対日直接投資総合案内窓口」(Invest Japan)を設置(15.5)
- －内外で積極的に広報
- －商法の特例として、「合併等対価の柔軟化」措置を導入(合併の対価に現金、親会社株式等の利用を認める)

### ・WTO交渉

- －WTO新ラウンドにおいて我が国の立場が反映されるよう積極的に交渉

### ・各国とのFTA交渉や協議

- －メキシコ:次官級の協議、実務者レベル会合を継続
- －韓国:第2回交渉会合を実施(16.2)
- －タイ、フィリピン:第1回交渉会合を実施(16.2)
- －マレーシア:第2回交渉会合を実施(16.3)
- －ASEAN:日アセアン首脳会議で「枠組み」に署名(15.10)

## これまでの成果

### ・対日直接投資残高の増加(13年6.6兆円 → 14年9.4兆円)

### ・Invest Japanを通じて893社の対日投資関心企業を発掘、68社の誘致に成功(15.4～16.1 14年度の年間件数の倍以上)

### ・シンガポールと経済連携協定締結(14.11に発効)

- －関税が撤廃された物品の貿易の増加
- －15年度上半期のシンガポールからの対日投資額は561億円で前年(187億円)比約3倍

## 今後の対応

### 〈16年度〉

### ・対日投資促進プログラムの着実な実施

- －広報活動を戦略的・体系的に実施
- －外国企業誘致の主体となる地域がその特長を活かした誘致活動を行なえるよう支援
- －構造改革特区で実施している規制等の特例措置のあり方について評価し、早期に全国展開
- －「合併等対価の柔軟化」措置の恒久化の実現について検討

### ・WTO交渉

- －早期かつ成功裡の終結に向けて引き続き積極的に取組む

### ・FTA

- －メキシコ(交渉中):早期締結に向けて引き続き努力
- －韓国(交渉中):17年内に実質的に終わることを目標
- －ASEAN各国:二国間の経済連携協定(EPA)の実現を迅速化(タイ、フィリピン、マレーシア(交渉中:合理的期間内の終結を目指す)、インドネシア(予備協議を継続))
- －ASEAN全体:17年初めから協定交渉を開始するよう努力

### 〈17年度以降〉

### ・対日投資促進プログラムを引き続き推進

### ・「会社法制の現代化」に伴う商法等の改正

(17年を目途に法案提出予定)

### ・WTO体制の維持・強化やFTA交渉を推進

# 規制改革、構造改革特区の推進 競争政策の強化

## 〈今後の方針〉

- ◇「官製市場の民間開放」を主要な課題に、規制改革を推進
- ◇特区については、早期の全国展開を視野に引き続き、推進
- ◇公正取引委員会の一層の機能・体制強化

## これまでの対応

- ・医療・福祉・労働・教育などを中心に経済活性化等につながる規制改革を着実に推進

### 《例》

- ①高速インターネット料金の大幅な低廉化、サービス加入者の急増
- ②エネルギー分野における、電力の大口顧客向けの小売自由化
- ③航空運賃設定の弾力化

- ・構造改革特区制度の創設(14年度)
- ・公正取引委員会の機能・体制強化

## これまでの成果

- ・医療・福祉・労働・教育などを中心に経済活性化につながる規制改革を着実に推進。この3年間で1,000項目を超える規制改革が実現
- ・これまでに236件の特区を認定
- ・内閣府の試算によれば、90年代以降の規制改革による利用者メリットの合計は14年度においては約14兆3千億円(一人当たり約11万2千円)

## 今後の対応

- ・今後とも、医療や子育てなどの国民生活に直結した分野や、ビジネスニーズの高い分野等で規制改革・構造改革特区を推進
- ・引き続き、民間人主体の審議機関を設置し、それにより、規制改革を強力に推進(16.4以降)
- ・総合規制改革会議の答申に盛り込まれた「規制改革推進のためのアクション・プラン」17の重点検討事項を含め、新たな規制改革推進のための3か年計画を策定・着実に実施
- ・特区については、特段の問題なしと評価されたものについては速やかに全国展開し、農業を含めた産業全体の国際競争力の強化、住民ニーズに即したサービス産業の育成、雇用機会の迅速な創出を実現
  - －評価委員会において、規制の特例措置の在り方に関する評価を開始
  - －第一次提案関係については、評価意見取りまとめ(16.8目途)を受け構造改革特区推進本部で対応を決定(16.9中)
- ・公正取引委員会の機能強化
  - －課徴金の引上げと減免制度の導入、犯則調査権限の導入を柱とする独占禁止法改正法案の今通常国会への提出を検討中
  - －増員による体制強化、多様な人材を積極的に活用